

公益財団法人 日本ゴルフ協会 懲戒規程

制定 平成28年 12月 13日
一部改定 令和 4年 1月 1日
一部改定 令和5年12月13日
一部改定 令和6年 6月 5日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）の関係者の懲戒処分等について、必要な事項を定める。

(適用対象)

第2条 この規程は、倫理規程第2条に定める関係者に適用する。
ただし、この法人の職員又は準職員については就業規則又は準職員就業規則によるものとする。

(懲戒の種類)

第3条 関係者に対する懲戒の種類は次のとおりとし、その内容及び情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。倫理規程第4条に違反した者が、倫理規程第2条に規定する関係者としての地位を複数有する場合、この法人は、それぞれの地位に対して各別の処分を実施することができる。

| | | |
|----------------|---|--|
| (1) 戒 | 告 | 口頭により将来を戒める。 |
| (2) 譴 | 責 | 始末書を提出させて将来を戒める。 |
| (3) 罰 | 金 | 一定額の罰金を科す。（200万円を上限とする） |
| (4) 出場停止・立入制限 | | 一定期間又は永久に、この法人が主催する競技への出場停止若しくはこの法人に関連するイベント等の会場への立ち入りを禁止又は制限する。 |
| (5) 権利、資格の停止 | | 一定期間、会員としての権利、又はこの法人における資格（委員、レフェリー等）を停止する。 |
| (6) 除 | 名 | 会員の資格を喪失させる |
| (7) 解任、解雇または解除 | | この法人の役員等を解任し、又は委託契約等を解除する。 |
| (8) 資格の降格 | | この法人における資格の等級を引き下げる。 |
| (9) 資格の剥奪 | | この法人における資格を剥奪する。 |

(公正の保持)

第4条 懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

(刑事裁判等との関係)

第5条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他のこの法人以

外からの処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、この法人は、同一事案について、適宜に、その違反者を処分することができる。

(倫理委員会委員長への通知)

第6条 会長は、この規程が適用される関係者が倫理規程第4条に違反をしたおそれがあると認めるときは、倫理委員会の委員長に対しその旨通知する。

- 2 倫理委員会の委員長が前項の通知を受けたとき、必要に応じて倫理委員会を招集し、倫理委員会規程に基づき、処分の対象となる違反行為の事実関係を調査させるものとする。ただし、倫理委員会は、倫理規程第4条に違反をしたおそれがある関係者の行為が、この法人の目的（定款第1条）や活動（この法人が開催又は後援する選手権及び競技を含む）と無関係に行われた私生活上の行為等で、倫理規程第1条の目的（この法人に対する社会的な信頼の確保）に関わらないものについては、処分の対象外とすることができる。
- 3 前項の調査にあたっては、処分の対象となる者について意見聴取を行い、弁明の機会を与えるものとする。

(処分の決定)

第7条 この法人は、第3条第1号ないし第5号に定める懲戒を行うにあたっては、常務理事会の答申を経て会長が行うものとし、第3条6号ないし第9号に定める懲戒を行うにあたっては理事会の決議を経るものとする。

- 2 会長は、第1項に基づき処分が決定されたときは、決定後速やかに、当該者処分の対象者に対し、書面により処分の内容、処分対象となった行為、処分の理由、第9条第1項に基づく不服申立の可否及び不服申立ての期限等を通知しなければならない。ただし、当該処分の対象者の所在が知れないとき又は受領を拒むときその他通知が困難なときは、当協会に届出済みの知れたる住所宛に発送することをもって足りるものとする。
- 3 理事会は、第2項の場合、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 4 第9条第1項の（公財）日本スポーツ仲裁機構（JSAA）への仲裁申立てがあった場合であっても、JSAAにより処分の決定が取り消され、または処分の決定の効力が停止される場での間、処分の決定は効力を失わない。

(処分の公表)

第8条 理事会は、前条に基づき処分が決定された場合、処分を公表する必要があると判断したときは、公表することができる。

- 2 前項の公表の手段、内容及び期間については、理事会において決定する。

(自動応諾条項)

第9条 この法人が競技者等（日本スポーツ仲裁機構 スポーツ仲裁規則（以下、「仲裁規則」という）第3条第1項の競技者等と同じ）に対して行った決定（仲裁規則第2条1項の適用のある競技者等に対する決定をいい、本規程第7条に基づく決定を含む。）に関する不服申し立ては、仲裁規則に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

2 この法人は、前項のJSAAへの仲裁申立てをしたことを理由として、処分対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(定めのない事項)

第11条 この規程の規定の解釈に疑義を生じた事項及び定めのない事項に関しては、理事会の決するところによる。

附 則

この規程は、平成29年 1月 1日より施行する。